

東京電力株式会社 代表執行役社長 廣瀬直巳様

2014年8月8日

要 請 書

2012年6月と11月に行った福島原発事故の責任を問う告訴・告発について、東京地検は2013年9月に不起訴処分を行いました。福島原発告訴団はそれを不服として、2013年10月と11月に東京第五検察審査会に申し立てを行いました。

その結果、2014年7月31日に東京第五検察審査会は勝俣恒久元会長、武藤栄元副社長、武黒一郎元副社長を「起訴相当」、小森明生元常務を「不起訴不当」と議決しました。

議決書では、勝俣元会長らには安全確保のための高度な注意義務があり、津波の襲来や全電源喪失を具体的に予見でき、それを防ぐための対策を行うことが可能であると認定されています。

東京電力株式会社としても、勝俣元会長らがすべき事故対策を怠ったために、会社に社会的・経済的な損害を与えたのですから、彼らの責任追及を積極的に行うべきです。また、東京電力株式会社は、福島原発告訴団が行った告発のとおり、放射性物質を含む汚染水の対策と管理を怠った事実を認め反省し、すみやかに自首をすることを要請いたします。

記

1. 会社として旧経営陣の事故の責任を追求し、事故原因に関する全ての資料を公開もしくは捜査機関に提出すること。
2. 放射性物質を含む汚染水の対策と管理を怠った事実を認め、自首すること。

福島原発告訴団 団長 武藤類子